

指定給水装置工事事業者 様

長野県企業局 水道事業課長

指定給水装置工事事業者説明会の開催について（通知）

県営水道事業の運営につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元（2019）年 10 月 1 日より指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制が導入されます。この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から 5 年間となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。

そこで、制度の概要や施工基準等に関する説明会を県企業局と千曲市との合同により下記のとおり開催いたします。

今回の改正は、工事事業者の資質の維持・向上や指定登録状況の実態とのかい離の防止を担保し、供給区域内のお客様サービスの向上につなげるため導入されるものでありますので、御多忙のところ恐縮ですが、御参加いただきますようお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和元年 9 月 3 日（火） 午前 10 時 30 分から午後 4 時 15 分まで
- 2 主 催 長野県企業局、千曲市
- 3 場 所 千曲市上山田文化会館
千曲市上山田温泉 3 丁目 1-1 （電話）026-275-0500
- 4 説明内容 (1) 県営水道事業の概要（料金、設備）
(2) 県営水道条例等規定について
(3) 水道法改正と指定給水装置工事事業者制度の変更について
(4) 給水装置設計施工基準について
(5) 給水装置工事施工の申込みから竣工までの流れ
(6) 千曲市水事業の概要、連絡事項
(7) その他連絡
※ 会場外スペースにおいて、業者による配管の展示、デモンストレーションも実施を予定しています。
- 5 参集対象 県営水道指定給水装置工事事業者（原則各者 1 名）
- 6 その他 (1) 駐車場の数に限りがありますので、できるだけ乗り合い等により、また、時間に余裕をもってお越しください。
(2) 会場の都合上、事前に参加者数を把握する必要があるため、別紙により 8 月 23 日（金）までに水道事業課あて郵送でお知らせください。

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県企業局水道事業課
竹花 顕宏（課長）、関 一規（企画幹）
古川 諭（担当）
電 話 : 026-235-7381 FAX : 026-235-7388
電子メール : kigy@pref.nagano.lg.jp

指定給水装置工事事業者説明会への参加について

令和元 年 月 日

長野県企業局 水道事業課長 あて

令和元年度指定給水装置工事事業者説明会に、

参加 ・ 不参加

指 定 番 号		
フ リ ガ ナ 会 社 名		
住 所		
代 表 者 氏 名		
電 話 ・ F A X		
Eメールアドレス		
事前確認事項 (※)		公表の可否
休業日	土日、祝祭日、年末年始、その他 ()	可 ・ 否
営業時間	時 ~ 時 (平日)	可 ・ 否
	時 ~ 時 (上記以外)	
修繕対応 時間	時 ~ 時 ・ 24時間 (平日)	可 ・ 否
	時 ~ 時 ・ 24時間 (上記以外)	
対応工事 種別	①屋内給水装置の修繕 ・ ②埋設部 (宅内) の修繕 ・③埋設部 (公道下) の修繕 ・ ④その他 ()	可 ・ 否
	①配水管からの分岐 ~ 水道メーター (新設 ・ 改造) ②水道メーター ~ 宅内給水装置 (新設 ・ 改造)	可 ・ 否
研 修 参 加 者		
住 所	氏 名	「役職」または、主任技術者 の場合は「免状交付番号」
【不参加の場合】不参加理由		

※ 事前確認事項については、「令和元年6月26日付厚生労働省水道課長通知」に基づき、後日ホームページ等で公表する場合があります。